

第二十六回

大津町農業委員会

令和七年八月十二日

第26回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月12日（火） 9：00から10：10

2. 場 所 大津町役場 2階 町民協同ルーム

3. 出席農業委員（12人）

1番 古庄 廣継	2番 東 一夫	3番 西村 千香
4番 藤本 勝昭	5番 宮崎 京子	6番 宮崎 恵美
7番 府内 公生	8番 岩本 勝	9番 今村 太
10番 大村 札美	11番 荒木 博文	12番 津田 恵美

出席農地利用最適化農業委員（7人）

1番 阪田 正彰	5番 大田黒 淳次	9番 石原 龍二
11番 和田 勇一郎	12番 野村 哲也	13番 池田 直美
17番 本田 喜代治		

4. 欠席農業委員（0人）

欠席推進委員（0人）

5. 議事日程

日程第1	開 会
日程第2	議事録署名委員の指名
日程第3	会期の決定について
日程第4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第6	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について
日程第8	報告第1号 農地法第5条の規定による許可不要転用届（九州電力）について
日程第9	議案第5号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 齊藤 孝浩 事務局次長 府内 優也 事務局 堀江 大成

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和7年8月12日 第26回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻になりましたので皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。

それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。只今から令和7年8月、第26回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第1、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶あり

事務局 ありがとうございました。

続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員全員出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長にお願いします。

会長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。

日程第2、議事録署名委員の指名です。11番 荒木 博文委員と
1番 古庄 廣継委員にお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。8月の第26回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。8月の第26回定例総会は本日1日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。議案書は1P～2Pをお願いします。

農地法3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

定例総会において、調査書の第2項第1号から第6号により判断しております

す。

3条の1、調査書は1P、申請地見取図は1P～2Pをお願いいたします。

申請地は大字吹田地内にある農地15筆です。

申請理由は、売買による所有権の移転です。甘藷・トマトの栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、吹田地区ですので、東委員から説明をお願いします。

東委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字吹田地内の農地です。

申請の内容は、吹田地内の畠15筆、18, 837m²について売買による所有権の移転を行うものです。

譲受人は兼業農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまったため申請に至りました。農業機械等はトラクターなどを借りることとなっていきます。労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後的小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

吹田地区担当は大田黒推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 ハウスではトマトを、野外では営農型太陽光発電設備の下で甘藷を植えています。以前までは地元農業法人で栽培しており、収穫物はイベント等で出していました。

今回の申請で、そのまま継続して栽培するので大丈夫だと考えます。以上です。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の2、調査書は2P、申請地見取図は3P～4Pをお願いいたします。
申請地は大字杉水地内にある農地1筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。甘藷の栽培を予定されて
おり、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので、
私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字杉水地内の農地です。
申請の内容は、杉水地内の畠1筆、3,784m²について売買による
所有権の移転を行うものです。
譲受人は兼業農家です。父の代から申請地にて甘藷の栽培をしており、今回、
譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまったため申請に至りました。農業機械
等は所有するトラクターなどを使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。
杉水地区担当は本田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございま
せんか。

委員意見 意見ございません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、
ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の2、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の3、調査書は3P、申請地見取図は5P～6Pをお願いいたします。
申請地は大字室地内にある農地2筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。各種野菜の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので、岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字室地内の農地です。
申請の内容は、室地内の畠2筆、2, 524m²について売買による所有権の移転を行うものです。
譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまりたため申請に至りました。農業機械等は所有するトラクターなどを使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。
現地調査後的小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。
室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 意見ありません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の3、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の4、調査書は4P、申請地見取図は7P～8Pをお願いいたします。
申請地は大字室地内にある農地1筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。シソ・エゴマなどの栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので、岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字室地内の農地です。
申請の内容は、室地内の畠1筆、2, 319m²について売買による所有権の移転を行うものです。
譲受人は兼業農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまりたため申請に至りました。農業機械等は所有するトラクターなどを使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。
現地調査後的小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。
室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 譲受人が不動産業を営んでいます。就農可能なのか確認するよう事務局に依頼をかけましたが、どうでしたか。

事務局 不動産を営んでいることは事務局でも把握しました。小委員会前に機械を確認するのですが、実家にあるものを使用する予定です。

大村委員 リースとなっていますが、実際は家族所有のものを借りる形になるのですか。

事務局 申請書上、所有かリースかのみとなっています。委員がおっしゃっていただいた通りです。

岩本委員 ここは元々耕作放棄地だったところで、これまで譲受人は農作業をしていない方です。第3種農地なので、将来的に造成などする予定かもしれません、耕作放棄地になるよりかは、ましかと考えます。

事務局 本申請地は第3種農地で転用可能な農地です。元々内規で、3条許可を受けた農地は農地として3年間使用するようお願いしていました。他市町村では1年や5年となっていたようですが、これは法的根拠がないものです。しかし、農地が荒れないように今回も農地として使用するようお願いしたところです。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相當に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の4、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の5について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の5、調査書は5P、申請地見取図は9P～10Pをお願いいたします。
申請地は大字高尾野地内にある農地1筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。栗などの栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、高尾野地区ですの
で、古庄委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字高尾野地内の農地です。
申請の内容は、高尾野地内の畠1筆、1, 715 m²について売買による所有権の移転を行うものです。
譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまりました。申請に至りました。農業機械等は所有するトラクターなどを使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。
現地調査後的小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。
高尾野地区担当は和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

3条の5、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は3Pをお願いいたします。今回1件の申請がなされております。

4条の1、意見書(案)は6P、申請地見取図は11P~12Pをお願いいたします。
申請地は大字外牧地内の農地です。
1の転用目的は駐車場・倉庫への転用です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」で、集落接続されていることから転用は可能です。

また、既に駐車場・倉庫として使用していることから、農地法の理解がなく、今後は農地法を遵守する旨の無断転用の始末書が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、外牧地区ですので、荒木農業委員から説明をお願いします。

荒木委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字外牧地内で、内牧橋から南東約300mに位置する農地です。

申請の内容としては、近隣の駐車場不足を解消するため、狭く残っていた農地を有効活用したいという思いから、今回の申請となりました。申請地の隣接地は、農地がないことから、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後的小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

外牧地区担当は阪田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の1、駐車場・倉庫への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。議案書は4Pをお願いいたします。今回2件の申請がなされております。
5条の1 意見書(案)は7P、申請地見取図は13P~14Pをお願いいたします。
申請地は大字平川地内の農地です。
1の転用目的は資材置き場への3年間の一時転用で、賃借権の設定です。
農地の区分は、農振農用地に該当しますが、例外規定の仮設工作物の設置(一時転用)に該当し、転用は可能です。
以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので府内委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字平川地内で、多々良区集会所の東約90mの所に位置する農地です。
申請内容は資材置き場です。
申請者が、地元自動車部品生産企業の工場新設工事を請け負うことになり、工事現場に近く、面積が確保できる土地を選定したところ、申請地が条件に合致したため、今回の申請となりました。
申請地が資材置き場になることによって農地の分断は生じず、資材置き場のため日照、通風等への影響も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 農業委員の説明が終わりました。
平川地区担当は池田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 何もありません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1 資材置き場への一時転用で賃借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の2 意見書（案）は8P、申請地見取図は15P～16Pをお願いいたします。

申請地は大字平川地内の農地です。

1の転用目的は倉庫・駐車場への転用で、所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」で、代替地の検討もされていることから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので、府内委員から説明お願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字平川地内で、地元自動車製造企業の北西約400mに位置する農地です。

申請の内容は、倉庫・駐車場です。申請地付近には上水道が整備され、大型車両の通行ができる道路が整備されており、大手半導体企業の近くであることから、今回の申請となりました。

申請地の隣接地に農地がないことから、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後的小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

平川地区担当は野村推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 とてもいい畑でしたが、転用されて残念でした。特に意見はありません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、
ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相當に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の2、倉庫・駐車場への転用による所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第7、議案第4号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第4号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の意見についてご説明申し上げます。議案書は5Pとなります。

令和7年4月以降の売買に伴う所有権移転については、中間管理事業推進法による売買事業となります。

抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができるよう、また、農地集積を図るために県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。

農振農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は1件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。

申出書面積の合計は、8,053m²、対価の合計は8,053,000円です。

譲渡人の規模縮小に伴い、農業公社が買い入れる計画です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転についてご意見・ご質問等はございませんか。

(意見・質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積等促進計画の所有権移転について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第4号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）については、原案どおり承認・決定とし
公益財団法人熊本県農業公社へ農用地利用集積等促進計画の策定を要請します。

続きまして日程第8 報告第1号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第5条の規定による許可不要届出についてご説明申し上げます。議案書の6Pをお願いします。

申請者・転用しようとする土地の所在につきましては、議案書に記載のとおりでございます。届出の内容は、農地法第5条第1項第7号の規定により、九州電力送配電株式会社が電線張替え工事のため、農地の一部を車両通行用の道路として一時転用するものです。

以上の場合、「農地法」及び「農地法施行規則」の規定により、許可は不要となります。

以上、ご報告いたします。

会長 事務局の説明が終わりました。

報告第1号についてご意見・ご質問等はございませんか。

(意見・ご質問なし)

続きまして日程第9 議案第5号を上程いたします。

その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局 (事務局次長が資料を説明)

お手元に配布しております「R7.8.12 総会時 委員配布資料」をご覧ください。

- 9月の現地調査及び小委員会予定について
(案はR7.9.3(水) 午前9時00分～ 2階 町民協同ルーム)

- ・9月の定例総会予定について
(案はR 7. 9. 10 (水) 午前9時30分～ 3階 会議室302AB)
- ・令和7年度利用状況調査の実施について
- ・農業委員・推進委員合同研修会について
- ・農業委員・推進委員合同懇親会(暑気払い)について
- ・熊本県農地利用最適化推進記念大会について
- ・県外先進地研修について
- ・毎月の【農業委員会活動記録簿】の提出について(お願い)

会長 他にございませんか。

職務代理 空港アクセス鉄道について、説明会に参加してきましたので資料を配布します。

会長 他にございませんか。

東委員 ナガエツルノゲイトウが地元で確認されました。現物を持ってきたので、委員の皆様に周知します。

会長 他にございませんか。

事務局 昨日の大雨の件について、被害個所はありましたか。

大村委員 真木に倒木の危険があるものがありました。

今村委員 基盤整備内の畔も崩れているのを確認しました。

事務局 後ほど詳細な場所を教えてください。

会長 他にございませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者にお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和7年8月の第26回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和7年8月12日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議長 津田東一美

議事録署名委員 荒木博文

議事録署名委員 古庄慶繼